

(別紙様式4)

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 阪神市民文化社会ビジョン改訂案  
意見募集期間 : 平成23年7月22日～平成23年8月11日  
意見等の提出件数 : 25件(10人)

| 項目等     | 意見等の概要  | 件数 | 県の考え方  |
|---------|---|----|--|
| 全体      | 多くのビジョンを挙げることで、特に入力すべき重点をあげ、その実現のための具体案を示すことの方が、より重要な指針になるのではないかと懸念されている。   | 2  | 【 今後の検討課題】<br>改訂方針として、現行の4つの行動目標は維持しつつ、具体的な事例や取組を盛り込んでいる。重点項目については、シンボルプロジェクトの推進の中で具体化していく。    |
|         | 阪神間モダニズム文化を築き上げた阪神地域だからこそ、これからの時代の先陣をきって、新しい公共のモデルとなるような新しい文化の構築に市民がチャレンジできるような環境を行政が提供し、市民自治を実現することが市民のビジョンといえる。 | 1  | 【 今後の検討課題】<br>改訂後の阪神市民文化社会ビジョンのもと、「新しい公」の実現に向け、市民の主体的な活動の支援に努めていく。                             |
|         | ビジョン本体は分量も多くわかりにくいので、県民にわかりやすい説明をしていく必要がある。   | 1  | 【 今後の検討課題】<br>概要版等の資料を作成し、ビジョンのわかりやすい説明に努め、その普及を図っていく。   |
|         | 全体的に理想ばかり掲げ、活動実現不可能が多い。   | 1  | 【 その他】(感想)   |
| 第1章はじめに | 実施主体は、市民か行政か、わかりにくい。<br>(1ページ)  | 2  | 【 趣旨は記載済み】<br>「住民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体、NPO その他民間の団体、事業者、行政などの多様な主体が参画と協働の理念のもとに取り組む」<br>(P1:2行目) |
| 第5章行動目標 | このような活動指針が、どれだけ県民の間で浸透して実践されるのか。「新しい公」についてもどのような手法で県民にアピールするのか難しいのではないかと懸念されている。<br>(11ページ)                       | 1  | 【 今後の検討課題】<br>ビジョン委員による実践活動とビジョン改訂版の啓発に努める。  |

| 項目等                   | 意見等の概要  | 件数 | 県の考え方   |
|-----------------------|---|----|---|
| 行動目<br>標1<br>行動<br>標4 | 多世代が交流する居場所づくりのため、空き店舗を活用し、多世代がふれあえる拠点として、運営経費を行政が支援する仕組みが必要ではないか。<br>(13、22ページ)                      | 1  | 【趣旨は記載済み】<br>「カ 多世代で子どもと楽しくふれあえる場をつくろう」<br>・まちの寺子屋活動や遊びの広場などにおける多世代の参画」<br>(P13:23行目)<br>「イ 空き店舗を活用して市民スペースを設置しよう」<br>・子どもや高齢者等の居場所づくり」<br>(P22:35行目) |
| 行動目<br>標1             | 新しいコミュニティの担い手は、地縁団体を中心とした市民団体がコアメンバーであるが、そのコミュニティが弱体化し、組織の構成員の減少と高齢化が大きな課題であるので、新たなリーダーが必要である。(13ページ) | 1  | 【趣旨は記載済み】<br>「地域づくり活動リーダーの発掘と活躍するための講座等の充実」<br>(P13:45行目)   |
| 行動目<br>標1             | 人口減少社会が進む中、外国人をどのように受け入れ、共生を図っていくのが今後の課題となる。(14ページ)   | 1  | 【趣旨は記載済み】<br>「異なる文化や生活習慣等の相互理解を図ろう」(P14:21行目)<br>「地域でともに暮らす外国人の地域づくり活動への参画を促進しよう」<br>(P14:24行目)<br>「外国人が地域で生活するための情報や支援サービス等を強化しよう。」(P14:27行目)        |
| 行動目<br>標2             | 高齢者が常時利用できるような高齢者層への情報通信環境の整備が必要である。(16ページ)   | 1  | 【趣旨は記載済み】<br>「パソコン指導などによるコミュニケーション手段の取得」(P16:27行目)  |
| 行動目<br>標2             | 行政が安全な建物を指定し、地域の代表者へ指導するなど、津波対策を発展させてほしい。<br>(17ページ)  | 1  | 【意見趣旨を反映】<br><u>津波等災害への備えについて追加</u><br>(P17:12、15、16、20、24行目)   |
|                       | 防災に対する意識が高まってきているので、地域での防災についての知識を深め、意識づけるチャンスである。(17ページ)   | 1  | P18:6行目<br>P21:17、22行目)   |
| 行動目<br>標3             | 外来種の繁殖力が強く、地域の豊かな自然を守っていく環境活動のネットワークが必要である。<br>(19ページ)  | 1  | 【趣旨は記載済み】<br>「ア 阪神地域の生物多様性戦略をつくろう」<br>(P19:25行目)  |

| 項目等    | 意見等の概要   | 件数 | 県の考え方   |
|--------|--|----|---|
| 行動目標 3 | 自分のライフスタイルの見直しから省資源・省エネ生活に少しでも転換して行くことが大切。(19ページ)  | 1  | 【意見趣旨を反映】<br>「脱石油エネルギーにチャレンジするなど低酸素社会を実現しよう」<br>「再生可能エネルギーの利用促進などによる省資源・省エネルギー社会を実現しよう」<br>(P19:41行目) |
| 行動目標 3 | 食品を賞味期限が過ぎたからと廃棄するのではなく、消費者の五感で決めれば、廃棄する食品の量も減り、環境保全につながる。消費者一人一人がもっと学習して賢い消費者になるように努める必要がある。(20ページ) | 1  | 【趣旨は記載済み】<br>「イ 再生エネルギーの利用促進などによる省資源・省エネルギー社会を実現しよう<br>・フードバンク活動の促進」<br>(P20:2行目)                     |
|        | エコ意識を高めるような広報が必要である。(20ページ)  | 1  | 【意見趣旨を反映】<br>アに追加<br>「・省資源・省エネルギーにつながるライフスタイルの普及啓発」<br>(P19:40行目)                                     |
|        | 東日本大震災に端を発する電力不足に対応するため、小容量低落差水力発電を利用してはどうか。(20ページ)  | 1  | 【意見趣旨を反映】<br>「太陽光や風力、波力等の自然エネルギーの利用促進」「太陽光や風力、水力、波力等の」(P20:3行目)                                       |
| 行動目標 3 | 「既存不適格建物対策」「建物の耐震性アップ」等の耐震性、耐火性向上について、市町と協力して、継続して取り組んでいくべき。(21ページ)                                  | 1  | 【今後の検討課題】<br>行政が取り組むべき課題として今後検討   |
| 行動目標 4 | コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスなど、有償で活動したいという希望に添って、必要なノウハウやスキルを身につける研修プログラムを、行政とNPOの協働で企画運営できないか。(24ページ)       | 1  | 【趣旨は記載済み】<br>「・事業者と地域人材両者を把握・コーディネートできる人材や団体の育成」<br>(P24:22行目)  |

| 項目等        | 意見等の概要   | 件数 | 県の考え方   |
|------------|--|----|---|
| シンボルプロジェクト | 「地域への愛着を深め」と「地域課題に主体的に対応する活動の担い手を発掘する」はそれぞれにプロジェクトを実施する目的を述べているのだから、並列のつなぎ言葉を間に挿入すべきではないか(24ページ) | 1  | 【意見趣旨を反映】<br>「地域への愛着を深め、地域課題に」「地域への愛着を深めるとともに、地域課題に」に修正(P24:33行目)                                   |
| 第6章        | 新たな地域づくり活動システムの構築について、具体的な活動内容、計画、年次計画がほしい。(25ページ)   | 1  | 【趣旨は記載済み】<br>現時点で具体的に内容を記載できるものは、行動目標の中に記載済み  |
|            | 今後、さらに重要性を増していく「新しい公」の活動をうまくすすめるためには、地域の団体と行政が協力して、「新しい公」の担い手を育成していく必要がある。(26ページ)                | 1  | 【趣旨は記載済み】<br>「新しい公」の担い手をつくるために、市民と行政の適切なパートナーシップのもと、地域づくりに参画する機運を醸成し、実践への取り組みを促していきます。(P26:31~32行目) |
|            | 「新しい公」を発展させていくためには、行政の適切な支援が必要。(27ページ)   | 1  | 【趣旨は記載済み】<br>「行政は地域づくり活動の場の提供や・・・など、地域づくり活動を展開するための基礎となる環境整備を行う」(P27:7~9行目)                         |